

令和4事業年度の申請について

申請者は、支援対象者（農業者団体）です。

1. 支援対象者の要件

- ・施設園芸（野菜，果樹，花）を営む者であり，そのことが書面等により確認できること。
- ・3戸以上の施設園芸農家で構成される団体，または，農業従事者が5名以上で施設園芸を営む法人等であること。
※農業従事者：農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則，年間150日以上従事しており，臨時社員，パート，アルバイト等の非正規雇用者を除く）
- ・3年間で燃油使用量を15%以上削減する計画「省エネルギー等対策推進計画」を作成し，取り組むこと。
- ・農業協同組合等以外の任意組織の場合は，代表者の定めがあり，かつ組織及び運営についての規約があること。

2. 対象期間について

令和4年10月から令和5年6月までの間で選択してください。
最長9ヵ月選択可能です。

3. 対象油種

施設園芸の用に供するA重油及び灯油

4. 提出書類について（新規加入の方，継続加入の方共通）

申請には，以下の書類が必要です。

<総括関係>

- （1）総括表 令和4事業年度版 様式（一覧表） ※エクセル表
- （2）提出書類チェックリスト

<省エネルギー等対策推進計画関係>

- （3）承認申請書（別紙様式第1号）
- （4）事業実施計画書（別紙様式第1号 別紙1）
- （5）省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第1号 別紙2）
- （6）「省エネルギー等対策推進計画」チェックリスト

<施設園芸セーフティネット構築事業関係>

- (7) 施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）
- (8) 施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）
- (9) 「施設園芸セーフティネット構築事業」関係チェックリストチェックリスト

※申請書類については、提出前に各チェックリストにより不足・誤りがないか確認してください。

各項目を確認の上で適正な場合は確認欄に○印を記入の上，提出してください。

※申請様式の電子データは，鹿児島県庁ホームページ（「産業・労働」－「食・農業」－「農業 振興」）に「令和4事業年度施設園芸等燃油価格高騰対策（施設園芸）」として掲載していますので参考にしてください。

< 初めて加入する方 >

・令和6事業年度までに、10aあたりの燃油使用量の15%以上削減を目標に取り組んで下さい。

< 省エネルギー等対策推進計画関係 >

1. 承認申請書（別紙様式第1号）

下記の別紙1及び別紙2を添付して申請してください。

2. 事業実施計画書（別紙様式第1号 別紙1）

・対象期間は、10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月または連続する2月以上の期間を支援対象者ごとに選択してください。（最長9ヵ月選択可能）

下記を添付してください。

- ・組織の会則（規約）、役員名簿（農業協同組合の場合は省略可）
- ・支援対象者の構成員（以下、構成員）等の一覧
- ・構成員が「施設園芸農家」であることが確認できる資料（出荷伝票の写し等）
- ・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（【改訂3版】施設ごとに作成）

3. 省エネルギー等対策推進計画（別紙様式第1号 別紙2）

支援対象者全体の計画書です。

- ・計画策定年度（R4） → 目標年度（R6）です。※計画期間3年間
- ・現状値の設定は、原則、直近の7年中5年平均で算出します。（直近の3年以上の平均や地域の平均を用いても可）
- ・目標値は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（省エネチェックシート）の実践で、燃油使用量10%減とみなすことができます。
チェックシートの実践以外で、あと5%減を目指せば、15%以上の削減になります。

※燃油使用量（現在値・目標値）の算定方法を確認できる資料を添付してく

ださい。

現在の燃油使用量，目標燃油使用整理表（参考様式）を活用してください。
（参考様式ですので，独自の様式で構いません。）

構成員は，それぞれ15%以上の削減を目標とした省エネルギー等対策取組計画（別紙様式 第2号）を作成する必要があります。これを集約した計画が（別紙様式第1号 別紙2）です。

構成員ごとの計画書は，当協議会に提出する必要はありませんが，支援対象者が責任を持って保管してください。

※15%以上の削減目標に向かって，構成員それぞれ取り組む必要がありますが，支援対象者全体で15%以上削減できれば，達成となります。

省エネ計画を作成したら，「省エネルギー等対策推進計画」チェックリストで整合がとれているか確認し，確認欄にチェックをいれてください。

<施設園芸セーフティーネット構築事業関係>

4. 施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員について（別紙様式第5号添付）を添付して提出してください。

・令和4事業年度の積立は，9月中旬予定です。

また，2回に分けた分割納付が選択できます。

分割を選択した場合，2回目納付時期は，日本施設園芸協会からの指示により県協議会から 別途依頼します。

5. 施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳（令和4事業年度）（別紙様式第7号に添付）を作成してください。参加する構成員の内訳です

(1) 構成員ごとに，積立金の積立方式を構成員ごとに選択してください。

① 115%コース（A重油，灯油）

② 130%コース（A重油，灯油）

③ 150%コース（A重油，灯油）

④ 170%コース（A重油，灯油）

※発動が続いた場合、補填金額は、積立金額の2倍が限度になります。

(国の補助金額は、構成員の積立金額と同額であるため。)

限度額に達した時点で、補填金の交付は停止になります。現在のA重油等の価格を考慮すると、130%コース以上を選択することが望ましい状況です。

(2) 燃油補填積立金額について

- ・構成員ごとに選択した積立方式の積立単価×燃油購入予定数量×1/2で算出します。
- ・積立金額は、切り捨てにより100円単位で記載してください。

例) 150%コース (A重油) に加入し、燃油購入予定数量が5,300㍓の場合
積立単価 40.8円/㍓×5,300×1/2=108,120円 (100円未満切り捨て)
積立金額 108,100円

(3) 対象燃油購入数量について

- ・構成員ひとりひとりが、自分の過去の施設園芸用燃油の使用量等(省エネルギー等対策取組計画の現在値等)を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。
- ・過去の燃油使用量に対し、申込数量が多い(120%を超える)場合は、理由書(様式任意)を提出してください。

※ 施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳に基づき、設定申込書(別紙様式第7号)を作成してください。

別紙様式5号、別紙様式7号を作成したら、施設園芸セーフティネット構築事業関係チェックリストで内容の整合がとれているか確認し、確認欄にチェックをいれてください。

<総括表関係>

6. 総括表 令和4事業年度版 様式(一覧表) ※エクセル表

上記の省エネルギー等対策推進計画関係、施設園芸セーフティネット構築事業関係の各資料を踏まえ、数値の整合に留意し、総括表を作成してください。

- ・農家整理番号は、統一してください。(他の様式も同様)。
- ・総括表は、日本施設園芸協会に電子データで提出する必要がありますので、

紙媒体のほか，データも提出してください。

7. 提出書類チェックシート

申請書類に不足がないか確認してください。適正な場合は確認欄に○印を記入の上，提出してください。

< 継続して加入する方 >

○対象となる支援対象者

ア R元(元)に計画を策定し、目標年度がR3(計画期間終了)

イ R2に計画を策定し、目標年度がR4

ウ R3に計画を策定し、目標年度がR5

< 省エネルギー等対策推進計画関係 >

1. 承認申請書(別紙様式第1号)

省エネルギー等対策推進計画の内容に変更がある場合は、変更承認申請になります。

2. 事業実施計画書(別紙様式第1号 別紙1)

・対象期間は、10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を支援対象者ごとに選択してください。(最長9ヵ月選択可能)

下記を添付してください。

- ・ 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合の場合は省略可)
- ・ 支援対象者の構成員(以下、構成員)等の一覧
- ・ 構成員が「施設園芸農家」であることが確認できる資料(出荷伝票の写し等)
- ・ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(【改訂3版】施設ごとに作成)(新規追加の方の場合)

3. 省エネルギー等対策推進計画(別紙様式第1号 別紙2)

(1) 対象となる支援対象者のうち、アの支援対象者が引き続き2期目(R4~R6)を加入する時の目標設定について

(ア) 1期目の削減率15%以上を達成した場合

→ 1期目の計画の現在値から15%削減した値を現在使用量とし、その値から15%削減の数値を目標値とする。

(イ) 1期目の削減率が15%未満の場合

→ 1期目の終了時の実績値を現在使用量とする。

前期と合わせて、トータル30%以上の削減を目指しましょう。

(2) 対象となる支援対象者のうち、イとウの支援対象者について

計画期間中のため、策定済みの削減目標に向けて、引き続き取り組むことになります。

(ア) 構成員の追加や面積の変更等がない場合

↓

昨年提出した省エネルギー等対策推進計画書をそのまま添付し、別紙様式1号を作成してください。

(イ) 構成員の変更がある場合

○構成員が脱退する場合

構成員は、計画期間中（3年間）は、原則脱退せず、取り組んでください。

離農や加温栽培をやめる等やむを得ず脱退する場合、全体の合計数値や10a当たりの燃油使用量の「現在値」は脱退した構成員の分もカウントしますので、「現在値」は、そのまま残し、「目標値」は0としてください。（2段書きで上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載。）

○構成員の追加の場合

・現状値の設定は、原則、直近の7年中5年平均で算出します。（直近の3年以上の平均や地域の平均を用いても可）

・目標値は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（省エネチェックシート）の実践で、燃油使用量10%減とみなすことができます。

チェックシートの実践以外で、あと5%減を目指せば、15%以上の削減になります。

※ただし、以前参加しており、3年以内に再度当事業に参加する方は、継続で計画を作成してください。

(ウ) 面積の変更がある場合

対象となる温室の面積が変わる場合は、省エネルギー推進計画が変更となる場合は、2段書きで上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を

記載してください。

併せて、燃油使用量の現在値・目標値も見直してください。

省エネ計画を作成したら、「省エネルギー等対策推進計画」チェックリストで整合がとれているか確認し、確認欄にチェックをいれてください。

<施設園芸セーフティネット構築事業関係>

4. 施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（別紙様式第5号）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員について（別紙様式第5号添付）を添付して提出してください。

・令和3事業年度の契約については、事業期間終了（令和4年6月30日）で一旦契約が終了となるため、全ての補填金の交付が終了した後に積立金の残額を精算します。

令和3事業年度残額を清算後返還（8月予定）

↓

新規の積立契約に基づき積立（9月上旬予定）

↓

令和4事業年度の積立（9月中旬予定）

2回に分けた分割納付が選択できます。

分割を選択した場合、2回目納付時期は、日本施設園芸協会からの指示により県協議会から別途依頼します。

5. 施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（別紙様式第7号）

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳（令和4事業年度）（別紙様式第7号に添付）を作成してください。参加する構成員の内訳です。

(1) 構成員ごとに、積立金の積立方式を構成員ごとに選択してください。

- ① 115%コース（A重油，灯油）
- ② 130%コース（A重油，灯油）
- ③ 150%コース（A重油，灯油）
- ④ 170%コース（A重油，灯油）

※発動が続いた場合、補填金額は、積立金額の2倍が限度になります。

(国の補助金額は、構成員の積立金額と同額であるため。)

限度額に達した時点で、補填金の交付は停止になります。現在のA重油等の価格を考慮すると、130%コース以上を選択することが望ましい状況です。

(2) 燃油補填積立金額について

- ・ 構成員ごとに選択した積立方式の積立単価×燃油購入予定数量×1/2で算出します。
- ・ 積立金額は、切り捨てにより100円単位で記載してください。

例) 150%コース (A重油) に加入し、燃油購入予定数量が5,300㍓の場合
積立単価 40.8円/㍓×5,300×1/2=108,120円

(100円未満切り捨て)

積立金額 108,100円

(3) 対象燃油購入数量について

構成員ひとりひとりが、自分の過去の施設園芸用燃油の使用量等(省エネルギー等対策取組計画の現在値等)を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。

過去の燃油使用量に対し、申込数量が多い(120%を超える)場合は、理由書(様式任意)を提出してください。

※ 施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳に基づき、設定申込書(別紙様式第7号)を作成してください。

別紙様式5号、別紙様式7号を作成したら、施設園芸セーフティネット構築事業」関係チェックリストで内容の整合がとれているか確認し、確認欄にチェックをいれてください。

6. 総括表 令和4事業年度版 様式(一覧表) ※エクセル表

上記の省エネルギー等対策推進計画関係、施設園芸セーフティネット構築事業関係の各資料を踏まえ、数値の整合に留意し、総括表を作成してください。

- ・ 農家整理番号は、前回計画から変更しないでください。(他の様式も同様

です)。

・総括表は、日本施設園芸協会に電子データで提出する必要がありますので、紙媒体のほか、データも提出してください。

7. 提出書類チェックシート

申請書類に不足がないか確認してください。適正な場合は確認欄に○印を記入の上、提出してください。

※申請様式の電子データは、鹿児島県庁ホームページ（「産業・労働」－「食・農業」－「農業 振興」）に「令和4事業年度施設園芸等燃油価格高騰対策（施設園芸）」として掲載していますので参考にしてください。